



Title	戦間期日本の国際連盟外交の可能性：少数民族問題と満洲事変
Author(s)	矢嶋, 光
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 457-480
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/99484">https://doi.org/10.18910/99484</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 戦間期日本の国際連盟外交の可能性

——少数民族問題と満洲事変——

矢嶋 光

## はじめに

本稿は、日本の国際連盟外交を担った在欧の外交官グループである連盟派に<sup>(1)</sup>焦点を合わせて、彼らの活動とその可能性について論じるものである。

第一次世界大戦の結果、勢力均衡は古い概念として退けられ、新しい試みとして集団安全保障の仕組みが導入された。すなわち、欧米諸国は、同盟や協商、ときには戦争によって勢力圏を確定する「旧外交」を否定するとともに、戦争を違法なものとし、普遍的国際機構としての国際連盟を通じてすべての紛争を平和的に解決する「新外交」を採用したのである。<sup>(2)</sup>

この突然のルール変更は、「旧外交」を習熟し、実践してきた日本にとって驚きであり、また受け入れ難いものであった。1920年代における協調外交の立役者一人である幣原喜重郎<sup>(3)</sup>でさえ、それは変わらなかった。日本は、1920年の国際連盟の設立に当たって原加盟国となり、常任理事国の地位を占めたものの、結局、1931年から33年にかけての満洲事変を契機として連盟から脱退する。それは、軍部だけでなく、外務省内でも中国問題への連盟の介入を拒絶する声<sup>(4)</sup>が強かったからである。

しかしながら、外務省のなかには異なる意見も存在した。満洲事変に至るまでの10年のあいだ、欧州に在勤し、連盟の活動に参画してきた外交官たちは、新しい外交ルールを積極的に受容し、そのもとでも日本の国益は守られると言えた。彼ら連盟派は、満洲事変に際しては連盟脱退に反対し、政府による脱退決定後は連盟復帰の道を模索した。<sup>(5)</sup>

本稿は、こうした連盟派の活動を分析することを通じて、戦間期、なかでも満洲事変期の日本外交の可能性について論じる。以下では、まず代表的な連盟派外交官を取り上げ、その経験を紹介する（1）。つづいて、連盟における彼らの活動について、とくに少数民族問題への取り組みを概観し（2）、それが満洲事変のさなかにおいても日本の立場を左右する重要性を持っていたことを指摘する（3）。最後に、彼らの戦後の活動に触れることで、連盟外交の経験が戦後外交にいかなるかたちで継承されたのかについても言及する（むすびにかえて）。

## 1 連盟派の略歴

本節では、代表的な連盟派の外交官である、石井菊次郎、安達峰一郎、杉村陽太郎、佐藤尚武、澤田節藏の5名の経験を簡単に紹介する。

### （1）石井菊次郎<sup>(7)</sup>

初代国際連盟日本代表に就任し、最初期の国際連盟外交を牽引したのが石井菊次郎である。石井は、1866年に生まれ、1890年に外務省に入省した。石井は、当時設立されたばかりの帝国大学法科大学の卒業生で、藩閥による情実任用ではなく、試補試験制度を経て入省した専門官僚、いわゆる学士官僚であった。

入省後の石井は順調に出世し、1908年に外務次官、12年に駐仏大使に任命された。第一次世界大戦中の1915年に帰国して第二次大隈重信内閣の外務大臣となると、戦時外交を主導して連合国との関係強化に努めた。1916年の第四次日露協約は、こうした彼の外交成果に数えられる。また翌年の外相退任後、米国とのあいだで妥結した石井・ランシング協定も、同年に連合国側に立って参戦した米国との関係を調整するためのものであった。

1920年に国際連盟が発足すると、石井は再び駐仏大使となり、同時に初代の国際連盟日本代表に任せられた。日本政府が外相経験者で長老ともいえる外交官を連盟代表に起用したことは、当時の政府が必ずしも連盟を軽視していたわけではなかったことを示すものであった。

(2) 安達峰一郎<sup>(8)</sup>

安達峰一郎は、石井の後を受けて第2代国際連盟日本代表を務めた。安達は、1869年に生まれ、1892年に入省した。安達は、もともと司法省法学校の学生であったが、入学翌年の1885年に同校が帝国大学法科大学に統合されたことによって、帝大へと進学した。司法省法学校は、その名の通り、司法官僚を養成するための学校で、とくにフランス法を専門に教授しており、帝大への統合後、司法省法学校生は仏法科に在籍して勉学をつづけた。

1905年に日露戦争の講和条約であるポーツマス条約が締結された際、安達はその起草に関わっているが、それは学生時代に培った能力による。勉強熱心な安達はすぐにフランス語を習得し、学生ながら外国人教員による国際法講義の通訳を務め、その知識も身についたという。ポーツマス講和から2年後の1907年、安達は法学博士の学位を取得した。さらに1917年に駐ベルギー公使に任命され、21年に公使館が大使館に昇格すると、それに合わせて、安達も駐ベルギー大使となった。

駐ベルギー大使時代の安達は、国際連盟総会日本代表を務めるなど、石井を支える役割を担った。そして1927年に石井が退官すると、安達は駐仏大使に転じ、第2代の国際連盟日本代表となった。その後、1930年に常設国際司法裁判所の裁判官に選ばれ、その翌年には同裁判所の長官に就任した。

(3) 杉村陽太郎<sup>(9)</sup>

杉村陽太郎は、1884年に生まれ、1908年に入省した。杉村は、石井や安達よりも10歳以上も若く、1894年から始まった外交官及領事官試験を経て入省したより専門性の高い外交官であった。杉村は、中学生時代に嘉納治五郎のもとで柔道に励んだ快活、豪胆な人物として知られる一方で、勉学にも熱心で、入省後の1910年には留学先のリヨン大学で法学博士の学位を取得した。

杉村が国際連盟に本格的に関わるようになったのは、1923年に国際連盟帝国事務局次長に任命されてからである。1926年に局長に昇進し、その翌年に国際連盟事務局入りが決まった。これは国際連盟事務局次長を務めていた新渡戸稻造の後任人事であり、ドイツの連盟加盟にともなう国際連盟事務局改編問題を

検討していた同事務局たっての希望でもあった。杉村は、新渡戸の後任として国際連盟事務局次長に就任するとともに、事務局内に設置された政治部の部長も兼任した。

なお、国際連盟帝国事務局は国際連盟に対する日本代表部の名称であり、駐仏大使でもある連盟日本代表が駐在するパリに設置された。一方の国際連盟事務局は連盟の内部部局の1つで連盟本部があるジュネーブに置かれ、理事会や総会の議題を準備するなど連盟の日常的な行政・管理業務を担った。国際連盟事務局で働く外交官は、一国の代表者ではなく、国際公務員のような地位を有した。

#### (4) 佐藤尚武<sup>(10)</sup>

杉村の後を受けて、国際連盟帝国事務局長に就任したのが佐藤尚武である。佐藤は、1882年に生まれ、1905年に入省した。杉村と同様、佐藤も外交官及領事官試験に合格して入省した専門外交官であった。

もともと佐藤は、帝政ロシア時代のサンクトペテルブルクや満洲におけるロシアの拠点ハルビンに勤務した経験を有するロシア通の外交官であった。1923年から駐ポーランド公使を務めているが、同公使時代の1925年に日ソ国交回復が実現すると、大使館開設のためにモスクワまで出張したことがあった。

一方で、大戦後の佐藤は、スイスやフランスにも勤務した。スイス在勤時代の1920年に第1回国際連盟総会の日本代表団の一員を務めたのが、佐藤が連盟と関わることになった最初である。その後、1927年に杉村の後任として国際連盟帝国事務局長に就任し、1930年に駐ベルギー大使に任せられた。1933年までの駐ベルギー大使時代、佐藤は国際連盟日本代表団の中心的存在でありつづけ、安達、芳澤謙吉、長岡春一、松岡洋右の4人の連盟日本代表を支えた。

#### (5) 澤田節藏<sup>(11)</sup>

澤田節藏は、1884年生まれ、杉村と同期で1908年に入省した。澤田は駐ベルギー大使に転じた佐藤の後任として国際連盟帝国事務局長に就任したが、それはやや異例の人事であった。

## 戦間期日本の国際連盟外交の可能性

入省後の澤田は、連盟派の多くが辿る欧州大陸勤務ではなく、英米勤務が主であった。また省内では傍流と見られがちであった連盟派とは異なり、澤田は政務局第一課や大臣官房電信課長といった本省の中枢部局にも勤務した。政務局第一課は中国問題や日英同盟を扱う省内の花形で、電信課長は次官への登竜門に位置づけられるポストであった。こうした経歴は、澤田が出世街道を順調に歩む省内でも一目置かれる外交官であったことを示している。

もっとも、大戦後の澤田は、いつかは国際連盟の本舞台で活動したいと願っていたという。省内でなかなか定まらなかった“League of Nations”的訳語に「国際連盟」を当てたというエピソードや、国際連盟の発足に合わせてこれを支援する国内組織の必要性を訴え、国際連盟協会の設立に尽力したことにより表れているように、当初から澤田は連盟に強い関心を持っていた。

1930年の秋頃、ニューヨーク総領事を務めていた澤田のもとに国際連盟帝国事務局長就任を打診する電報が届くと、これを快諾した。連盟行きは出世街道から外れるとして自重を促す出淵勝次駐米大使の助言を押し切っての決断であった。こうして念願の連盟外交に携わることになった澤田であったが、着任早々に満洲事変が勃発し、その対応に奔走しなければならなくなってしまった。

## 2 少数民族問題と連盟派

本節では、先に紹介した5名を中心に連盟派の活動について、とくに少数民族問題に注目して論じる。同問題を通じて、日本は欧州の中小国とのあいだに初めて本格的に関係を持つようになった。ここでは欧州の中小国の1つであるポーランドが一方の当事国となった上部シレジア問題に即して、先行研究に依拠しながら連盟派の活動を概観する。

### (1) 上部シレジアをめぐる国境画定問題—石井の努力<sup>(12)</sup>

上部シレジアにおける少数民族問題の前史をなすのが国境画定問題である。上部シレジアは、オーデル川上流に位置し、石炭の産出地として重要な地域であった。第一次世界大戦後、ポーランドとドイツはその帰属をめぐって争い、

戦勝国であった英仏のあいだにも意見の相違があったことから、国境の画定はヴェルサイユ条約の発効後も未解決のまま残された。そこで1921年8月、連合国最高会議はこれを国際連盟に委ねることを決定した。

このとき連盟理事会議長であったのが石井菊次郎であり、石井が中心となって問題解決のための勧告書を準備することになった。最高会議から付託を受け取ると、石井は連盟事務局と協力して調査報告委員会を立ち上げ、解決案の作成に取りかかった。委員会の構成は、理事会からスペイン、ブラジル、中国、ベルギーの4カ国の理事を選任し、さらに2名の専門委員をくわえるかたちとなった。これは、中立的な立場にある国から委員を起用することで、委員会がポーランドとドイツのどちらにも偏らない公平なものであることを内外に示すためであった。

10月に入って、石井は、ジュネーブの日本事務所に理事を招集して秘密会を開き、国境画定の解決案を提示、連盟理事会の承認を得た。最高会議の後継として設置された大使会議は、連盟理事会からの勧告書を受け取るとすぐに討議に入り、若干の修正を施してこれを承認した。1922年5月、最終的に上部シレジアに関する合意がポーランド・ドイツ間で成立したが、それは石井の原案をもとに作成された連盟理事会の勧告書に沿うものであった。

こうして解決困難に思われた上部シレジア問題を石井は見事に解決に導いた。これは発足間もない連盟にとって大きな成果であり、国際的な平和機関としての連盟の評価を高めた。

## (2) 上部シレジアにおける少数民族問題—安達・佐藤・杉村・澤田の努力<sup>(13)</sup>

上部シレジアをめぐるポーランドとドイツの国境紛争は一応の解決を見たが、いくつかの課題が残された。その1つが、ポーランド領に組み込まれた地域に居住するドイツ系住民をどのように保護するかという、いわゆる少数民族問題であった。

上部シレジアにおける少数民族問題をとくに複雑にしたのは、これを政治問題化しようとするドイツ側の動きであった。ドイツは、大戦によって失われた領土の回復につなげようと少数民族問題を利用したのである。1926年9月に国

## 戦間期日本の国際連盟外交の可能性

国際連盟への加盟が実現すると、ドイツ政府はドイツ系住民による連盟への請願を積極的に支持し、1928年の12月理事会には9件もの請願が持ち込まれ、連盟理事会はその対応に追われた。

これを引き受けたのが、石井の後を受けて連盟日本代表となっていた安達峰一郎であった。安達は、9件すべての請願を丁寧に検討し、ドイツ側が取り上げる問題にポーランド政府がどのように対処してきたかを説明して、できるだけ現地での解決に委ねるべきことを報告した。

同時に安達は、現地解決を円滑に進めるため、ポーランドとドイツの直接交渉を斡旋した。1929年3月、安達は両国の代表を招請し、交渉の場には国際連盟帝国事務局長の佐藤尚武が同席した。エリック・ドラ蒙ド（Eric Drummond）国際連盟事務総長をはじめ、周囲からは交渉の開始さえ危ぶむ声が聞かれたが、佐藤は長時間にわたる折衝に立ち合い、ときには個別に協議するなどして調停に当たった。その結果、最終的にポーランドとドイツは少数民族保護の問題を原則として現地の解決に委ねることに合意した。

同じ頃、係争中であったポーランド政府によるドイツ系住民の土地買い上げ問題の交渉を斡旋したのが、杉村陽太郎であった。問題は複雑であったが、杉村は双方の言い分に耳を傾け、辛抱強く交渉を仲介し、最終的には両国の合意形成に成功した。

その後も上部シレジア問題への日本の関与はつづいた。合意事項の実施をめぐるポーランドとドイツの論争が絶えなかつたためである。1931年に国際連盟帝国事務局長に着任した澤田節蔵は、前任の佐藤に教えを請い、まったく未知であった少数民族問題を熱心に勉強した。同年9月に満洲事変が勃発するとその対応に奔走することになったが、それでも澤田は少数民族問題に誠実に取り組み、上部シレジアにおける教育・税制に関するポーランド・ドイツ間の紛争を和解へと導いた。

このように、日本は少数民族問題に対して次第に積極的に関わるようになり、連盟のなかで力を発揮した。欧州に直接の利害を持たない日本は、各国の思惑が複雑に絡み合う少数民族問題に対して中立的な立場から解決に導く存在として欧州諸国から期待を集め、その期待に見事に応えてみせたのである。

### (3) 本省の無関心

ところが、東京の本省は、こうした連盟派の活動に無関心であり、その重要性も理解していなかった。1929年に一時帰国した佐藤が、本省幹部の1人である白鳥敏夫情報部長から国際連盟外交は不要という言葉を受け、「ムッ」とし「心外千万」に思ったというエピソード<sup>(14)</sup>は、連盟外交に対する本省の無関心、無理解をよく表している。

佐藤が連盟外交の重要性を説いたのは、「満州問題は必ず連盟の土俵に上がる日が来る」と予測していたからであった。つまり、「連盟五十四カ国のうち五、六を除いては、みな小国で、すなわち支那の同情者」というなかで、「日本が連盟内で確固たる地盤を築いていなかったとしたならば……連盟の土俵の上で支那と四つに組むことさえもできないであろう……満州問題をめぐって日本の地位というものは、きわめてみじめなものとなってしまうであろう」と危惧していたのである。「連盟内において日本が大をなすため……日本の地位を向上せしめる……そのためにこそ、われわれは少数民族問題のような面倒な問題を引き受けた」とする佐藤の頭のなかにあったのは、こうした危機感であった。<sup>(15)</sup>

だが、本省は佐藤の警鐘に耳を傾けようとはしなかった。国際連盟なるものを知り、いま一層注意を払う必要があると説いて回る佐藤に対して、省内の多くの外交官はどこか遠いところの話であるかのように聞き流し、それに関心を示すことはなかったのである。<sup>(16)</sup>

## 3 満洲事変と連盟派

### (1) ジュネーブと東京

1931年9月18日に満洲事変が勃発すると、佐藤の危惧は現実となった。東京の本省は、事変勃発当初から日中直接交渉による解決を求めて国際連盟の介入を徹底的に排除する方針をとり、連盟との折衝の矢面に立つジュネーブの連盟派外交官たちの意見具申にまったく耳を貸さうとしなかったのである。

9月理事会を切り抜けた直後の10月8日、関東軍による錦州爆撃によって連

## 戦間期日本の国際連盟外交の可能性

盟内の空気はきわめて悪化し、連盟派のあいだでは脱退の危機さえ囁かれるようになった。こうしたなか、彼らは「連盟ノ面目ヲ立テシムルカ如キ方策ニ出テ出来得ル限り之ヲ当方ノ味方ニ抱キ込ム如キ処置ヲ講スルコト肝要ナリ」と繰り返し、本省に対して「何等カノ連盟抱込ミニ関スル対策ヲ御考量願ハレ問敷キヤ」と懇請した。<sup>(17)</sup>しかし、それにもかかわらず、10月理事会に向けて本省が示した方針は、日中直接交渉による解決を唯一の方法とし、満蒙権益の懸案解決を含む五大綱目の締結を撤兵の条件とするもので、連盟派が期待した回転とはかけ離れたものであった。

ここに至って佐藤は、本省の方針に真っ向から異議を唱えた。10月理事会開会後の19日、佐藤は方針の見直しを求め、「満州問題ノ如キ帝国ノ死活問題ト雖之ヲ連盟ノ範囲ニ於テ解決スルコト必スシモ不可能トスヘカラス……日本ハ歐州問題ニ付テハ連盟ノ擁護者タルモ自己ニ直接關係アル問題ニ對シテハ連盟ノ排斥者タルヘク右ハ決シテ世界ノ輿論ヲ我ニ有利ナラシムル所以ニアラス」と進言した。<sup>(18)</sup>これに対して本省が従前の方針を改めて示し、進言を無視するかのような姿勢を見せると、22日に再び佐藤は、「日支紛争ニ對シ全然連盟ヲ介入セシメントスル最強硬論……斯ノ如キ絶対論ヲ主張シ得ヘキヤ本使ハ断シテ然ラスト言ウニ躊躇セス……今回ノ後始末モ規約内ニテ充分日本ノ利益ヲ擁護スルヲ得ト信スルモノナリ」と訴えた。<sup>(19)</sup>

このとき在京の大公使もいっせいに方針の再考を迫る電報を本省に発しているが、これも佐藤が主導したものであった。佐藤は、配下の芦田均駐ベルギー大使館参事官に命じて手はずを整え、松平恒雄駐英大使や小幡西吉駐独大使ら先輩外交官を巻き込んだうえで意見具申をおこなった。本省を翻意させるため、佐藤はでき得る限りの圧力をかけようと試みたのである。

これら一連の佐藤の行動は、国際連盟や連盟を中心とする新しい外交ルールに対する信念、あるいはそこから逸脱する日本外交への危機感といった連盟派特有の政策志向の表れと見ることができる。しかし同時に、それは連盟内での満洲事変の審議に成算を持っていたからこそできることでもあった。実は佐藤が本省へ抗議の電報を発したのと同じ頃、連盟派が地道に取り組んできた少数民族問題がその効果を發揮し、ポーランドが日本に接近しつつあった。中国に

同情的と見られていた欧州の中小国の中に日本寄りの立場をとる国が現れたことで、事変の審議は日本に有利に進む可能性があった。

## （2）少数民族問題と満洲事変—ポーランドの対応

この可能性を明らかにするのが、1931年10月14日付アウグスト・ザレスキ (August Zaleski) 外相発フランチシェク・ソカル (Franciszek Sokal) 国際連盟ポーランド代表宛電報である。少数民族問題の当事国であったポーランドは、一見すると無関係にも思える満洲事変をそれと結びつけ、事態を注意深く観察していた。そのうえで、前日に再開された10月理事会に合わせて、ザレスキ外相は、満洲事変の審議に対するポーランドの立場について、ジュネーブに駐在するソカル公使に次のように指示したのである。<sup>(21)</sup>

私はここに〔ソカル〕公使に芳澤〔謙吉〕または佐藤〔尚武〕との会談をおこなう必要があることを通知する。公使は以下のガイドラインに従う。

1. ポーランドにとって国家の領土的一体性を尊重することは基本的に重要であり、それが日中紛争にポーランドが特別な関心を寄せる理由である。ポーランドは、極東における日本の役割の重要性と、ロシアとの関係におけるポーランドと日本の共通の利益を十分に認識している。ポーランドは、ポーランドにとっての懸案事項における国際連盟理事会での日本代表団の役割を感謝の気持ちを持って覚えている。ポーランドは、将来的にポーランドに関わる問題に対して日本が同様の態度をとることを期待している。ポーランド政府は、1. で表明した考慮事項の範囲内で、日本に対して可能な限り最大限の好意を示すことを決定し、これまでのところ日中紛争に関しては完全な留保を維持している。公使の参考のために説明しておくと、暗号で提供された情報とは別に私がここで述べたいことは、私がジュネーブへ行くのは控えるということである。

上記の介入により、1月理事会での少数民族問題、とくにウクライナ問題において報告者〔日本〕の積極的な支持が確保されるはずである。

まずこの文書で注目すべきは、ポーランド政府が日本に好意的態度をとることを決定した点である。ポーランドは、東にソ連、西にドイツという大国に挟まれており、満洲事変に対して危機感を持ったはずである。満洲での日本の行動を許せば、将来、ポーランドがソ連やドイツからの侵略にさらされたとき、それが国際的に容認される事態を招くかもしれないからである。「ポーランドにとって国家の領土的一体性を尊重することは基本的に重要」と記されているのは、まさにこうした危機感を示すものである。しかし、それにもかかわらず、ポーランドは日本に好意的態度をとることを決定したのである。

したがって、次に注目すべき点は、なぜポーランドは日本に好意的態度をとることを決定したのか、その理由である。この点に関して、1番目にあげられるのがソ連との関係である。すなわち、「ポーランドは、極東における日本の役割の重要性と、ロシアとの関係におけるポーランドと日本の共通の利益を十分に認識している」という部分である。ここからは、ソ連という共通の敵の存在を前提に、日本を対ソ戦略上のパートナーとしておきたい同国の思惑が働いていたことがわかる。<sup>(22)</sup>

これにくわえて、2番目にあげられるのが少数民族問題である。「上記の介入により、1月理事会での少数民族問題、とくにウクライナ問題において報告者〔日本〕の積極的な支持が確保されるはずである」という部分は、そのことをはつきりと記している。すでに見たように、上部シレジアにおけるドイツ系住民の保護をめぐるポーランドとドイツの対立を国際連盟の場で調停したのは日本であった。「ポーランドは、ポーランドにとっての懸案事項における国際連盟理事会での日本代表団の役割を感謝の気持ちを持って覚えている」という部分は、おそらくそのことを指すものであろう。そうした経緯を踏まえたうえで、「ポーランドは、将来的にポーランドに関わる問題に対して日本が同様の態度をとることを期待している」として、具体的にはポーランド南東部のガリツィア地方におけるウクライナ系住民をめぐる問題で日本からの支持を期待し、満洲事変の審議に際して日本に好意的態度をとることを決定したのである。

さて、このザレスキ外相からの指示を受けてすぐに、ソカル公使は芳澤謙吉駐仏大使兼国際連盟日本代表と澤田節藏国際連盟帝国事務局長の2人と会談を

持った。その模様について、ソカル公使は次のように報告している。<sup>(23)</sup>

澤田公使が同席する芳澤大使との会談のなかで私は大臣の立場を説明した。芳澤大使は、私が意図的に言及したわけではないにもかかわらず、何よりも先に少数民族問題から話し始めた……日本は、日中問題における完全な行動の自由を維持することを望んでおり、将来における少数民族問題への立場だけでなく、おそらく連盟に対する政策全般も、それに関わらせようとしているように見える。

この報告には、少数民族問題を外交カードとして利用しようとする日本側の動きが記されている。ただし、管見の限り、少数民族問題を取引材料として連盟における満洲事変の審議を有利に運ぼうとしていたことを示す日本側の資料を見出すことはできない。むしろ、ザレスキ外相の指示に見られたように、満洲事変と少数民族問題の取引を考えていたのはポーランド側であった。芳澤が「何よりも先に少数民族問題から話し始めた」ことにソカル公使が疑いの目を向けたのも、それゆえであろう。満洲事変のさなかにあって欧州における少数民族問題が日本にとって最重要事項であるとは考えられず、この問題から切り出した芳澤の言動を不審に思ったソカル公使は、それを報告書に記したのである。

以上のように、満洲事変初期におけるポーランドは、事変と少数民族問題を関連づけて事態を観察しつつ、後者をより重視する見方をとっていた。ザレスキ外相とソカル公使とのあいだで交わされたやり取りは、そのことを端的に示すものであった。

### （3）ポーランドの好意的態度と連盟派の自信

ザレスキ外相の指示を受けたのち、ジュネーブのポーランド代表団は、実際に日本に対して好意的態度をとるようになった。たとえば、すでにエヴァ・パワシュ＝ルトコフスカ教授が指摘するように、連盟理事会への米国招請の是非が議論された10月理事会において、その表決に対するザレスキ外相の指示は、

「もし日本が完全に孤立しているなら、米国の招請に賛成票を投じ、もし投票が分かれているなら、反対票を投じる」というものであった。結局、この表決に際してポーランドは賛成票を投じたが、それは日本が完全に孤立していたためであった。<sup>(25)</sup>

このほか、10月理事会では会期末の10月24日に、次回理事会開催の11月16日を期限として日本の撤兵を求める決議案が提出され、13対1という日本の反対のみによって否決されたこともよく知られている。ここでもポーランドは、表決では日本に同調することはなかったが、閉会に際しての相互祝辞の場を欠席し、満洲事変への態度表明を回避することで、日本への好意を示そうとした。<sup>(26)</sup>

こうしたポーランドのあからさまな日本寄りの姿勢は、連盟関係者も訝しがるほどであった。ソカル公使の報告には、ポーランド回廊をめぐるドイツとの対立を抱えているにもかかわらず、「条約の尊重と規約第10条の規定の順守について、また侵略者を外国領土から排除するための理事会の積極的かつ迅速な行動について、ポーランドがどれほど重視しているかを示す機会を利用しなかったことに驚きの声があがった」と記されている。同じ報告のなかで、連盟理事会での表決に対する「ポーランドの立場は日本代表団にとって理解できるものであった」とし、「大臣が示した好意は正当に評価され、感謝して受け入れられた」と述べられているが、それは決して過大評価ではなかったであろう。<sup>(27)</sup>

11月理事会に入ると、ポーランドの好意はより具体的なかたちで表される。パリで再開されることになった連盟理事会に自ら出席することを決めたザレスキ外相は、出発直前に河合博之駐ポーランド公使の訪問を受けた際、「日波両国ノ親交ニ鑑ミ自分ハ決シテ日本ノ利益ニ反スル如キ行動ハ為ササルヘシ理事会ニ於テハ波蘭ハ大国ニ反対スルコトヲ得サル地位ニアルモ自分ハ微力ヲシテ日支ノ紛争カ円満ニ解決セントスルコトニ努力セン」と伝えた。その後、11月16日に連盟理事会が再開されると、ザレスキ外相は18日の秘密会の席で連盟規約第15条の適用を提案した。制裁への道を開くことになりかねない第15条の適用は日本にとって不利とも思えるものであったが、その趣旨は、「『合法な戦争』の可能性を規定している第15条第7項」が適用できれば、「状況は完全に日本の手で解決されるであろうし、同時に連盟理事会の道徳的権威を守ること<sup>(31)</sup>

にもなるだろう」というものであり、ザレスキ外相は、エドヴァルト・ラチンスキ (Edward Raczyński) 国際組織部長とタデウシュ・グヴィアズドスキ (Tadeusz Gwiazdoski) 公使館参事官の2人を通じて、このことを杉村陽太郎に説明した。<sup>(32)</sup>さらに翌19日、ザレスキ外相は再びグヴィアズドスキ参事官を杉村のもとに送り、前日に連盟理事会が実施した日本側への聴取に関して、「規約第11条にもとづいて行動する理事会は、当事国に対して、理事会の名においていかなる提案や質問も提出することはできない」として、「理事会の手続き的な誤り」を指摘する助言を届けさせた。<sup>(33)</sup>

こうしたポーランドの好意的態度は、少なくとも1932年初旬頃までつづいた。実際、同年1月3日の関東軍による錦州占領を受けて、米国からスティムソン・ドクトリンが発表され、連盟理事会でも議長声明が準備されるなか、ザレスキ外相は、英国代表のロバート・セシル (Robert Cecil) が起草した草案中の「国際連盟は暴力の結果である解決策を採用することはできない」とする一節を、「連盟規約にともなう義務に反する措置のみを指すよう緩和」した。<sup>(34)</sup>また同月28日に発生した第一次上海事変を審議するため、3月3日に臨時総会が招集された際も、一般討議の演説を前にザレスキ外相は佐藤尚武と接触し、「日本代表団にその内容をよく理解してもらう」ために説明をおこなった。<sup>(35)</sup>

このように、ポーランドの日本に対する好意は明らかであった。連盟派を含む在欧外交官のなかでそれに気づかない者はいなかつたはずである。

ただその一方で、ポーランド側が持ちかけようとした取引——満洲事変に対する好意的態度と引き換えに少数民族問題に対する日本からの支持を確保すること——を日本から積極的に利用することは、難しかったかもしれない。一方への肩入れは、もう一方からの反感を生むため、少数民族問題を満洲事変と組み合わせるリンクエージ政策は、アイデアとしてあり得たとしても、実際には取り難い選択だったと考えられるからである。また、事変の収束に見通しがつかないなかで、不用意な発言は控えようとする心理が働いていた可能性もある。いずれにしても、日本外務省内で検討された形跡がないことから見て、芳澤と澤田はソカル公使との会談の詳細を本省に伝えなかつた可能性が高い。

とはいって、少数民族問題への取り組みが日本の重要な外交資源となっていた

ことは紛れもない事実である。その点で、満洲問題が連盟内で議論されることに備えて少数民族問題に取り組んだとする佐藤の回想は決して誇張ではなく、むしろ加盟国間の複雑な関係を熟知し、多国間外交に長けた連盟派ならではの鋭敏な感覚を示すものであった。そして同時に、ポーランドから好意的態度の申し出があった10月理事会の時点で、連盟の枠内で満洲事変を解決することは可能と説いた当時の佐藤ら連盟派の意見具申にも十分な根拠があったのである。

#### （4）国際連盟脱退後の連盟派

ところが、満洲における軍事行動が継続、拡大していくなかで、連盟派の根拠は急速に崩れていった。欧州の中小国の態度は厳しさを増し、ポーランドもまたその態度を変化させていったためである。<sup>(36)</sup> 1932年3月に関東軍が傀儡国家として満洲国を建国し、同年9月に日本政府がその承認を強行すると、日本と連盟との対立は不可避となつた。結局、1933年3月、日本政府は国際連盟からの脱退を決定した。連盟派の努力は実らず、脱退という最悪の結果を迎えたのである。

もっとも、連盟派の活動はそこで終焉を迎えたわけではない。脱退後も、彼らは連盟復帰の道を模索して活動を継続した。脱退決定直後から国際連盟に対する日本の代表部である国際連盟帝国事務局の存続に向けて動き出しているのは、その最たる例である。局長の澤田節藏は、脱退が発効する1935年までは「当事務局ノ現状ヲ維持スルト共ニ……在寿府駐在機関ヲ充実シ以テ形勢ノ推移ヲ見ルコト最策ヲ得タルモノナリ」と本省に進言し、これに呼応して佐藤尚武も、杉村陽太郎に加えて、松平恒雄駐英大使、武者小路公共駐トルコ大使、矢田七太郎駐イスラム公使、斎藤博駐オランダ公使ら在欧大公使と意見交換をおこない、「寿府ニ対連盟機関ヲ置ク事ニ付テハ孰レモ其ノ必要ヲ認メ」るものであるとする意見を本省に提出了。<sup>(37)</sup>

1933年11月、連盟派の主張どおり、国際連盟帝国事務局の後継としてジュネーブに国際会議帝国事務局が開設されると、長くフランスに勤務し、連盟関係の事務にも携わってきた横山正幸が次長として赴任した。<sup>(38)</sup> ジュネーブに勤務するあいだ、横山は事あるごとに日本の連盟復帰を示唆する発言を繰り返した。<sup>(40)</sup>

これは横山に限らず、佐藤とともに対連盟機関の存続を支持した武者小路駐トルコ大使も同様で、武者小路は、同国に駐在する各国大使に向けて日本の連盟復帰に望みを捨てていないと語り、その可能性に期待を込めた。<sup>(41)</sup>

さらに、連盟派は具体的な行動をともなうかたちで連盟との関係修復に乗り出そうとした。1935年10月に伊エ戦争が勃発し、国際連盟がイタリアへの制裁を決定すると、連盟派はこれと歩調を合わせるよう本省に訴えたのである。たとえば、対伊制裁決議が採択された直後の10月14日、横山が「伊『エ』両国ニ対シテ……武器輸出禁止ノ実施ヲ宣明セラルルコト最機宜ニ適スヘキヤト思料ス」と本省に進言しているのは、そのことを示すものである。このとき駐仏大使に転じていた佐藤も伊エ両国への武器禁輸措置を求め、「連盟ノ措置ヲ妨害セサル方針ニ出スルコト然ヘ」<sup>(42)</sup> とする意見を本省に送っている。<sup>(43)</sup> 結局、これらの意見具申は本省によって退けられ、採用されることはなかったが、連盟派は脱退後もなお連盟との関係修復に努力しつづけたのである。

このように連盟派は脱退後も活動を継続した。満洲事変とそれにともなう連盟脱退は、決して戦争への引き返し不能地点ではなく、日中全面戦争へと至るまでのあいだ、日本外交には未だ多様な可能性が存在していた。そのなかで日本が協調政策へと立ち戻る道を開くのに力を尽くしたのが彼ら連盟派であった。<sup>(44)</sup>

### むすびにかえて

最後に、佐藤尚武と澤田節蔵の2人を取り上げ、連盟派の経験が戦後外交にいかなるかたちで継承されたのかに言及して本稿の結びとする。

佐藤尚武は、1947年に実施された戦後初の参議院通常選挙に立候補、当選して参議院議員となった。以降、佐藤は3期連続で当選を飾り、引退する1965年まで参議院議員をつづけた。また、その間の1947年から53年まで同院議長も務めた。

参議院議員としての佐藤が最も力を入れたのが、日本の国際連合加盟であった。佐藤は、国際連盟時代にジュネーブでともに働いた同僚を集めて国連加盟に向けた団体の結成に動き、1947年12月に日本国際連合協会を設立、その初代

## 戦間期日本の国際連盟外交の可能性

会長に就任した。会長となった佐藤は、国連に関する知識の普及やその活動に対する支持を訴えるなど、啓発活動に精力的に取り組んだ。<sup>(45)</sup>

1956年12月、ついに国連加盟が実現すると、佐藤は重光葵外相とともに日本代表として国連総会に出席した。総会の議席に着いたとき、佐藤は「あの満州事変のため、昭和八年ついにジュネーブの国際連盟から脱退して総会の席を去ったときのことを思い出さずにはいられなかった」と同時に「二十三年もかかってようやくわが手で揚げたこのみ旗は、こんどこそ長く守り通さなければならぬ」と固く決意した。<sup>(46)</sup>

澤田節蔵は、国際連盟帝国事務局長として満洲事変を迎えた。脱退回避のために尽力したが奏功せず、事実上、最後の局長となった。その澤田は、1946年8月に教育刷新委員会が設置されると間もなく、同委員会の委員に任命された。

1948年4月、澤田は、教育刷新委員の1人としてユネスコ加盟に向けた準備会の設置を求める建議をまとめ、政府に提出した。国連加盟はもちろん、いまだ平和条約の調印さえ見通しが立たない時期であったが、ユネスコへの加盟は可能であり、また追求しなければならない、と澤田は説いた。それにより「戦争と敗戦によって世界から切離されてしまった日本」に再び「世界への窓が開かれる」と信じたからであった。<sup>(47)</sup>

翌年6月、文部省にユネスコ関連の業務を専管する部局として渉外ユネスコ課が設置され、1951年に加盟が実現、52年に日本ユネスコ国内委員会が発足し、ユネスコ事業は本格的な活動を開始した。この間、澤田も加盟実現に向けて努力した。また加盟後は「ユネスコ活動に関する法律」を起草し、国会審議でも意見陳述をおこない、国内委員会が発足すると、その副会長に就任した。さらに1954年11月からウルグアイで開催された第8回ユネスコ総会では日本政府の首席代表となり、会議のなかで原子力の平和利用を促進する国際活動を提案するなどして、日本の存在感を高めた。<sup>(48)</sup>

以上のように、国際連盟の活動に参画し、活躍した外交官たちは、戦後外交にも少なからぬ影響を与えた。たしかに、戦前には彼らの努力が実を結ぶことはなかった。国際連盟からの脱退を防ぐこともできなかつたし、また戦争への道をくい止めることもできなかつた。しかしながら、それは彼らの努力がまっ

たくの徒労であったことを意味するものではなかった。彼ら連盟派の経験は貴重な財産として受け継がれ、戦後日本が国際社会に復帰する過程のなかで活かされたのである。

【付記】本稿は、第17回ワルシャワ大学日本祭・国際研究大会における発表をもとにしたものです。大会にお招きくださった企画委員のエヴァ・パワシュ＝ルトコフスカ先生、カタジナ・スタレツカ先生、武田知己先生に心より感謝申し上げます。また、本稿で引用したポーランド語資料に関して、ルトコフスカ先生とスタレツカ先生から格別のご支援とご教示を賜りました。重ねて深謝申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費JP24K00234およびJP24K04749の助成を受けたものです。

- (1) 連盟派の定義に関しては、拙稿「外務省連盟派とその政策—戦前外交官のキャラパスと『機関哲学』の形成と継承」『名城法学』第68巻第1号（2018年9月）を参照。
- (2) 満洲事変から日中戦争、さらに日米開戦を経て敗戦に至るまでを連続して捉える「十五年戦争論」に対しては早くから疑問が呈されてきた（たとえば、臼井勝美「太平洋戦争ノート一序にかえて」同『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房、1983年）。そのなかで、満洲事変から日中全面戦争に至るまでのあいだには戦争回避の可能性があったとする視点に立って、当該時期の日本外交を初めて体系的に分析したのが、井上寿一『危機のなかの協調外交—日中戦争へと至る対外政策の形成と展開』（山川出版社、1994年）である。こうした井上氏の視点を継承し、脱退後も継続した日本の国際連盟外交に光を当てて連盟派の動向とともにこれを分析した研究に、樋口真魚『国際連盟と日本外交—集団安全保障の「再発見』』（東京大学出版会、2021年）がある。本稿は、これらの先行研究を踏まえつつ、満洲事変期における具体的な可能性を連盟派の活動に即して論じる。
- (3) 「新外交」は、革命ロシアのウラジミール・レーニン（Vladimir Lenin）が「無賠償・無併合」の原則にもとづく平和を呼びかけたのに対して、1918年1月に米国大統領のウッドロー・ wilson（Woodrow Wilson）が「平和のための14カ条」を提唱したことをその端緒とする（A・J・メイア／斎藤孝・木畑洋一訳『wilson対レーニン—新外交の政治的起源1917-1918年』I・II、岩波書店、1983年を参照）。もっとも、「新外交」は「旧外交」を批判するための標語と

しての性格が強く、その概念を定義することには困難がともなう。本稿では、「新外交」の要素を「旧外交」の裏返しとして、「①外交の民主的統制（条約批准の際の議会承認）、②公開外交（全ての条約の国際連盟事務局への登録）、③民族自決権の承認（国際連盟による委任統治）、④集団安全保障（国際連盟）、⑤国際協調主義外交」の5つにまとめた、千葉功『旧外交の形成—日本外交一九〇〇～一九一九』（勁草書房、2008年）「はしがき」を参照しつつ、とくに勢力均衡原理にかわる④の集団安全保障（国際連盟）の成立を重視している。

- (4) たとえば、国際連盟設立当時、外務次官であった幣原が「利害関係国相互の直接交渉に寄らず、こんな円卓会議で我運命を決せられるのは至極迷惑だ」と述べたことは（幣原平和財団編『幣原喜重郎』幣原平和財団、1955年、136～137頁）、よく知られている。また、連盟の強化を図るジュネーブ議定書が提出された際に、「極東方面ニ在テハ右〔議定書〕必要ノ程度及情勢自ラ異ナル所アリ深ク帝国ノ将来ヲ慮ルニ於テ深入リスルコトハ時期尚熟セサルモノアルヲ認メラル」として（1925年8月28日付幣原喜重郎外務大臣発在仏国石井菊次郎大使宛電報『日本外交文書』大正14年第1冊81文書）、これを廃案に導くよう指示したのも当時外相を務めていた幣原であった。当該時期の幣原の外交観や国際関係の見方に関しては、西田敏宏「幣原喜重郎の国際認識—第一次世界大戦後の転換期を中心として」『国際政治』第139号（2004年11月）を参照。当該時期を含む幣原の全体像に関しては、服部龍二『幣原喜重郎—外交と民主主義』増補版（吉田書店、2017年）、熊本史雄『幣原喜重郎』（中央公論新社、2021年）、種稻秀司『幣原喜重郎』（吉川弘文館、2021年）を参照。
- (5) 「新外交」に対する日本外交の姿勢に関して、日本が死活的利益を有する中国問題に連盟が介入することに抵抗し、連盟を基軸とした集団安全保障体制が東アジアに波及することを忌避しようとしていた点が強調される（たとえば、服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交1918-1931』有斐閣、2001年、種稻秀司『近代日本外交と「死活的利益」—第二次幣原外交と第二次世界大戦への序曲』芙蓉書房出版、2014年、後藤春美『国際主義との格闘—日本、国際連盟、イギリス帝国』中央公論新社、2016年）。ただし、日本は「新外交」のすべてに否定的であったわけではない。入江昭『極東新秩序の模索』（原書房、1968年）を嚆矢として、ワシントン会議をきっかけに東アジアでも「旧外交」にかわる新しい秩序枠組みが成立したとする「ワシントン体制論」が提唱され、細谷千尋「ワシントン体制の特質と変容」細谷千尋・斎藤真編『ワシントン体制と日米関係』（東京大学出版会、1978年）や麻田貞雄『両大戦間の日米関係—海軍と政策決定過程』（東京大学出版会、1993年）によって継承された。「ワシントン体制論」に疑問を呈する研究もあるものの（たとえば、イアン・ニッシュ／宮本盛太郎監訳

『日本の外交政策1869–1942—霞が関から三宅坂へ』ミネルヴァ書房、1994年、前掲、服部『東アジア国際環境の変動と日本外交1918–1931』)、近年はさらに一步踏み込んで、勢力圏の撤廃という点では日本がより積極的に「新外交」に呼応しようとしていた面があったことを強調する研究もある(たとえば、中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で—第一次世界大戦後の東アジアをめぐる日米英関係』千倉書房、2016年)。以上のような普遍的な集団安全保障体制に対する消極性と地域的なワシントン体制に対する積極性という日本外交の二面性を指摘する研究として、西田敏宏「ワシントン体制と国際連盟・集団安全保障」伊藤之雄・川田稔編『20世紀日本と東アジアの形成—1967～2006』(ミネルヴァ書房、2007年)がある。

- (6) 日本の国際連盟外交全般に関しては、海野芳郎『日本と国際連盟』(原書房、1972年)を参照。とくに国際連盟の活動に積極的に参画し、活躍した日本人(外交官を含む)については、Thomas W. Burkman, *Japan and the League of Nations: Empire and World Order, 1914–1938* (Honolulu: University of Hawai'i, 2008), Chapter 6、篠原初枝『国際連盟』(中央公論新社、2010年)第3章を参照。脱退後における日本の国際連盟外交に関しては、前掲、樋口『国際連盟と日本外交』を参照。
- (7) 石井の経験に関しては、石井菊次郎『外交余録』(岩波書店、1930年)を参照。ほかに、渡邊公太『石井菊次郎—戦争の時代を駆け抜けた外交官の生涯』(吉田書店、2023年)も参照。
- (8) 安達の経験に関しては、浮村直光編『世界の良心 安達峰一郎博士』(安達峰一郎記念館、1969年)を参照。ほかに、柳原正治・篠原初枝編『安達峰一郎—日本の外交官から世界の裁判官へ』(東京大学出版会、2017年)、柳原正治『帝国日本と不戦条約—外交官が見た国際法の限界と希望』(NHK出版、2022年)も参照。
- (9) 杉村の経験に関しては、杉村陽一『杉村陽太郎の追憶』(私家版、1940年)を参照。とくに連盟事務局入り後の杉村については、帶谷俊輔「杉村陽太郎と日本の国際連盟外交—連盟事務局内外交とその帰結」『渋沢研究』第30号(2018年1月)を参照。
- (10) 佐藤の経験に関しては、佐藤尚武『回顧八十年』(時事通信社、1963年)を参照。ほかに、栗原健編『佐藤尚武の面目』(原書房、1981年)も参照。
- (11) 澤田の経験に関しては、澤田寿夫編『澤田節蔵回想録—外交官の生涯』(有斐閣、1985年)を参照。
- (12) 上部シレジアをめぐる国境画定問題と日本外交の関係については、濱口學「国際連盟と上部シレジア定境紛争」『國學院大學紀要』第31卷(1993年3月)およ

## 戦間期日本の国際連盟外交の可能性

- び、前掲、渡邊『石井菊次郎』182～185頁を参照。
- (13) 上部シレジアにおける少数民族問題と日本外交の関係については、篠原初枝「国際連盟外交—ヨーロッパ国際政治と日本」井上寿一編『日本の外交』第1巻（岩波書店、2013年）所収および、同「国際連盟理事会における安達峰一郎」前掲、柳原・篠原編『安達峰一郎』所収を参照。ほかに、前掲、佐藤『回顧八十年』206～216頁、前掲、澤田編『澤田節蔵回想録』139～142頁を参照。
- (14) 佐藤尚武「国際連盟の回想」鹿島平和研究所編『日本外交史 国際連盟における日本』第14巻（鹿島研究所出版会、1972年）453～454頁。
- (15) 前掲、佐藤『回顧八十年』219～222頁。
- (16) 同前、223頁を参照。
- (17) 1931年10月11日付在パリ澤田節蔵国際連盟事務局長発幣原喜重郎外務大臣宛電報『日本外交文書』満州事変第1巻第3冊241文書。
- (18) 1931年10月19日付在ベルギー国佐藤尚武大使発幣原喜重郎外務大臣宛電報『日本外交文書』満州事変第1巻第3冊325文書。
- (19) 1931年10月22日付在ベルギー国佐藤尚武大使発幣原喜重郎外務大臣宛電報、同前353文書。
- (20) 福永文夫・下河辺元春編『芦田均日記』第3巻（柏書房、2012年）1931年10月21日の条。
- (21) Zaleski do Sokala, 14 października 1931, w „Zatarg japońsko-chiński o Mandżurię. Spór fińsko-angielski o statki handlowe. Raporty, korespondencja, druki.”, sygnatura: 2/322/0/4.2/1771, Archiwum Akt Nowych w Warszawie (AAN). 以下のポーランド語資料はすべて AAN 所蔵。
- (22) この点に関して、カジミエシュ・オルショフスキ (Kazimierz Olszowski) 駐トルコ・ポーランド大使は、以下のような予測を示し、ポーランド側の思惑を卒直に語っている。「ロシアは、必然的に満洲における日本の政策に対して明確な立場をとらざるを得なくなるだろう。クロパトキンとロジェストヴェンスキーの運命を鮮明に覚えているモスクワが、極東での争いに巻き込まれる可能性は低いように思われる。しかし、いずれにせよ、ロシア軍が極東での出来事に長期間にわたって集中するであろうことは確実であると考えられる。これは国際チェス盤におけるロシアの立場に深刻な影響を与えるだろう。われわれに関して言えば、これはわれわれの政治的状況に大きな安心をもたらすだろう」(Olszowski do Zaleskiego, 12 listopada 1931, w „Zatarg japońsko-chiński o Mandżurię. Raporty, korespondencja, druki. Tom I”, sygnatura: 2/322/0/4.2/1772)。
- (23) Sokal do Zaleskiego, 15 października 1931, ibid.
- (24) エヴァ・パワシュ＝ルトコフスキ／アンジェイ・タデウシュ・ロメル（柴理子

訳)『日本・ポーランド関係史—1904-1945』増補改訂(彩流社、2019年)208～209頁を参照。

- (25) Sokal do Szumlakowskiego, 15 października 1931, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chińsko-japoński o Mandżurię, interwencja i obrady Rady Ligi Narodów. Raporty delegacji, materiały Ligi, aide memoranda delegacji chińskiej i japońskiej, projekt rezolucji, korespondencja.”, sygnatura: 2/513/0/-/226.
- (26) Sokal do Zaleskiego, 15 października 1931, supra note 22.
- (27) Sokal do Zaleskiego, 24 października 1931, ibid.
- (28) Sokal do Zaleskiego, 30 października 1931, w „Zatarg japońsko-chiński o Mandżurię. Raporty, korespondencja, druki. Tom II.”, sygnatura: 2/322/0/4.2/1773.
- (29) Ibid.
- (30) 1931年11月6日付在ポーランド国河合博之公使發幣原喜重郎外相宛電報『日本外交文書』満州事変第1巻第3冊441文書。
- (31) 國際連盟規約第15条第7項は、「連盟理事会ニ於テ、紛争当事国ノ代表者ヲ除キ、他ノ連盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ、連盟國ハ、正義公道ヲ維持スル為必要ト認ムル处置ヲ執ルノ権利ヲ留保ス」と規定し、連盟理事会による報告書が過半数によって採択された場合には、紛争当事国が武力によって紛争を解決する権利を有することを認めるものであった。ただし、同規約第12条第1項が「連盟國ハ、連盟國間ニ国交断絶ニ至ルノ虞アル紛争発生スルトキハ、當該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的の解決又ハ連盟理事会ノ審査ニ付スヘク、且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ連盟理事会ノ報告後三月ヲ経過スル迄、如何ナル場合ニ於テモ、戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス」と規定するように、連盟理事会による報告書公表後3ヶ月のあいだは、いかなる場合でも戦争に訴えてはならないとされた。
- (32) Rozmowa Raczyńskiego i Gwiazdoskiego z Sugimura, 18 listopada 1931, supra note 28.一方で、ポーランド外務省内には、「〔國際連盟規約第15条が適用される場合で、〕理事会に全会一致がなく、報告書が多数決で採択される場合、不戦条約によって禁止されている合法な戦争への道が両国に開かれる……これまでの連盟理事会の行動方針から判断すると、理事会がその報告書を全会一致で採択できない可能性は低いと思われる……したがって、第15条の適用は決して日本の利益にならない」とするメモも残されている(Konflikt chińsko-japoński w świetle Paktu Ligi Narodów, data nieznana, supra note 22)。このメモは日付不明であるが、11月理事会でのザレスキ外相の提案を受けたのち、あるいは第一次上海事変

## 戦間期日本の国際連盟外交の可能性

を受けて中国が連盟規約第15条にもとづく提訴をおこなったのちの、いずれかの時期に作成されたのではないかと推測される。

- (33) Rozmowa Gwiazdoskiego z Sugimurą, 19 listopada 1931, supra note 28.
- (34) Gwiazdoski do Ministerstwa Spraw Zagranicznych w Warszawie (MSZ), 28 stycznia 1932, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chińsko-japoński o Mandżurię; zwołanie Nadzwyczajnego Zgromadzenia Ligi, stanowisko wielkich mocarstw. Sprawozdanie delegacji, raporty Ambasad RP w Paryżu i w Londynie, Poselstwa RP w Moskwie, korespondencja”, sygnatura: 2/513/0/-/237. なお、議長声明の発出は、同日発生した第一次上海事変の審議を優先して2月16日まで延期された。
- (35) Zaleski do MSZ, 24 lutego 1932, w „Zatargi i spory między członkami Ligi Narodów - zatarg chińsko-japoński o Mandżurię, głównie sprawa incydentu szanghajskiego i wycofania wojsk japońskich, interwencja Ligi, obrady Komitetu 19. Sprawozdania delegacji, komunikaty Komitetu 19, raporty Ambasad RP w Waszyngtonie.”, sygnatura: 2/513/0/-/238.
- (36) とくに満洲国建国になると、ポーランドは日本から距離を置くようになった。たとえば、日本の後援のもと満洲国の承認を求めて欧州で活動する丁士源將軍へのポーランド側の応対について、木下武雄駐ポーランド代理公使は、「当国外務省側ハ丁ノ滯在中同省極東課長外一名ヲ終始接待ニ付スル等私のニハ丁ノ歓待ヲ尽シタルカ公ニハ努メテ接触スルヲ避ケ其ノ状恰モ腫物ニ触ルルニ似タリ」と報告している（1932年11月8日付在ポーランド國木下武雄代理公使發内田康哉外務大臣宛電報『日本外交文書』満州事変第3巻32文書）。また、新たに国際連盟日本代表としてジュネーブに向かう途上の松岡洋右が、ワルシャワを訪問して新任のユゼフ・ベック（Józef Beck）外相と会見した際、「若シ来ルハキ連盟総会ニ於テ満州問題ニ関シ波蘭カ日本ノ行動ニ援助ヲ惜マサルニ於テハ日本国民ノ感謝如何許リナランヤト述ヘタ」のに対して、ベック外相は「波蘭ハ満州問題ノ如キ複雑且十分了解セサル紛争ニハ成ル可ク手ヲ出ササル方針ナリ」と返答し、松岡の要請に対して明言を避けようとするポーランド側の姿勢も報告されている（1932年11月11日付在ポーランド國木下武雄代理公使發内田康哉外務大臣宛電報、同前34文書）。
- (37) 1933年3月27日付澤田節蔵国際連盟帝国事務局長發内田康哉外務大臣宛電報「国際連盟帝国事務局（国際会議帝国事務局）関係一件」（外務省外交史料館所蔵、外務省記録B.9.1.0.5）。
- (38) 1933年4月1日付在ベルギー佐藤尚武大使發内田康哉外務大臣宛電報、同前。
- (39) 国際会議帝国事務局の体制に関して、「帝国ノ連盟脱退後此ノ種事務局ヲ公然

寿府ニ設クルコトハ対瑞西国及連盟関係ヨリスルモ面白カラサルヲ以テ寿府ニ帝国総領事館ヲ開設シ国際會議帝国事務局次長ヲシテ総領事ヲ兼任セシメ次長兼総領事トシテ活動セシメントスル」とした結果、局長はベルンに駐在する駐スイス公使が兼任し、ジュネーブに常駐する次長が局長代理として連盟関係の事務を取り仕切ることになった（「第八章第五節 国際連盟帝国事務局ヲ国際會議帝国事務局ニ改称ノ件並ニ寿府総領事館開設ノ件」「第六十五回帝国議会参考資料 条約局第三課調書（上巻）」外務省外交史料館所蔵、議会調書：議 JY-36）。

- (40) Mr. Walters to Mr. Strang, 29 March 1934, N 2114/2/38, FO 371/18298, The National Archives of the UK (TNA). 後掲註を含む FO は TNA 所蔵。
- (41) Sir P. Loraine to Foreign Office, 26 December 1934, W 65/65/98, FO 371/19670.
- (42) 1935年10月14日付在ジュネーブ横山正幸国際會議帝国事務局長代理兼総領事発広田弘毅外務大臣宛電報『日本外交文書』昭和期Ⅱ第2部第4巻126文書。
- (43) 1935年10月15日付在仏国佐藤尚武大使発広田弘毅外務大臣宛電報、同前128文書。
- (44) 横山や佐藤の意見具申に対して本省は、「事態ノ推移ヲ注視スルヲ適當」として積極的な対応をとらない方針を示し（1935年10月19日付広田弘毅外務大臣発在仏国佐藤尚武大使宛電報、同前129文書）、なおも横山が食い下がると、「我方ヨリ進ンテ連盟ノ対伊裁決ヲ是認シ連盟ノ制裁ヲ援助スルモノト解セラル、カ如キ通報ヲ為スコトハ帝国カ非連盟國トシテ連盟ノ政治的活動ニハ一切関與セザル方針ニモ戻ル」としてそれを退けた（1935年10月26日付広田弘毅外務大臣発在ジュネーブ横山正幸国際會議事務局長代理兼総領事宛電報、同前139文書）。
- (45) 前掲、佐藤『回顧八十年』532～534頁を参照。
- (46) 同前、535、537頁。
- (47) 前掲、澤田編『澤田節藏回想録』266頁。
- (48) 同前、269～271頁を参照。